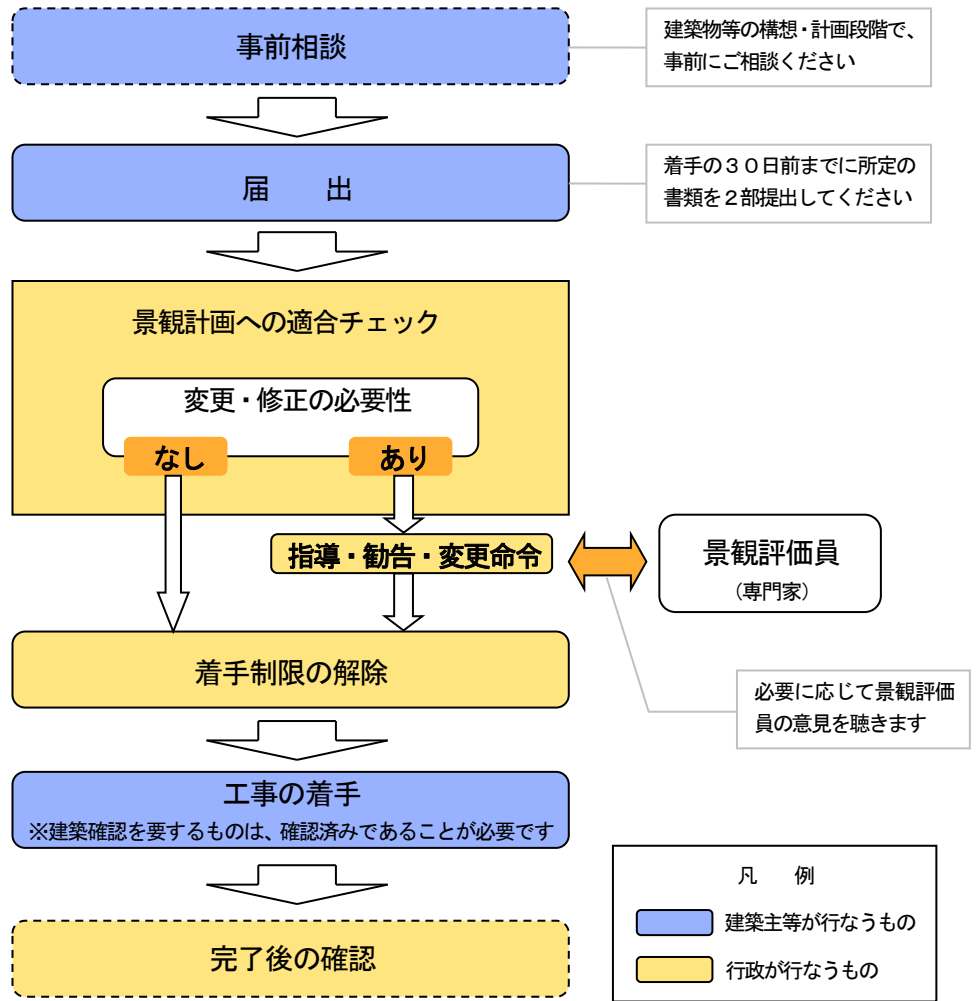


届出と手続きの流れ

一定規模以上または重点区域内の建築物の建築等や工作物の建設等は、あらかじめ景観法及び小田原市景観条例に基づく届出が必要です。

■手続きの流れ



■届出が必要な行為

注) 別に定める通常の管理行為、軽易な行為等は届出が不要ですのでお問い合わせください。

エリア	届出対象行為 (外観に係る行為)
市域全域	<ul style="list-style-type: none"> ○一定規模以上 (※1) の建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転 ・修繕、模様替又は色彩の変更 (同色塗替も含む) で、変更面積が外観の過半となるもの ※1 最高の高さが12メートル以上又は延べ面積が1,000平方メートル以上 ○一定規模以上 (※2) の工作物 <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転 ・修繕、模様替又は色彩の変更 (同色塗替も含む) で、変更面積が外観の過半となるもの ※2 最高の高さが12メートル以上 (ただし擁壁は最高の高さが5メートル以上、かつ、見付面積が100平方メートル以上)
重点区域 (拠点型重点区域) ・小田原城周辺地区 ・小田原駅周辺地区 ・国道1号本町・南町地区 ・かまぼこ通り周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転 ・修繕、模様替又は色彩の変更 (同色塗替も含む) で、変更部分の見付面積が10平方メートル以上のも ○すべての工作物 <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転 ・修繕、模様替又は色彩の変更 (同色塗替も含む) で、変更部分の見付面積が10平方メートル以上のも
重点区域 (軸型重点区域) ・小田原大井線沿道地区 ・穴部国府津線沿道地区	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての建築物 (※1) <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転。ただし、増築で、増築部分の床面積が10平方メートル以下、かつ、増築後の高さが既存の高さを超えないものを除く。 ・修繕、模様替又は色彩の変更 (同色塗替も含む) で、変更面積が外観の過半となるもの (屋根にあっては、水平投影面積の過半となるもの) ※1 市街化区域内で主要幹線道路 (小田原大井線、穴部国府津線) に面していない敷地の建築物で延べ面積が1,000平方メートル未満、2階建て以下、かつ、高さ10メートル未満のものは除く。 ○すべての工作物 (※2) <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転 ・修繕、模様替又は色彩の変更 (同色塗替も含む) で、変更面積が外観の過半となるもの ※2 次の工作物を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁で高さ1メートル未満のもの ・市街化区域内で主要幹線道路 (小田原大井線、穴部国府津線) に面していない敷地の建築物に附属する工作物で、高さが5メートル未満のもの